

## 浜の活力再生広域プラン

令和4～8年度

（第2期）

## 1 広域水産業再生委員会

組織名	由比・大井川・田子の浦広域水産業再生委員会
代表者名	宮原淳一（由比港漁業協同組合 代表理事組合長）

広域委員会の 構成員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 由比地区地域水産業再生委員会（由比港漁業協同組合、静岡市）</li> <li>・ 大井川地区地域水産業再生委員会（大井川港漁業協同組合、焼津市）</li> <li>・ 田子の浦地区地域水産業再生委員会（田子の浦漁業協同組合、富士市）</li> <li>・ 静岡県漁業協同組合連合会</li> <li>・ 東日本信用漁業協同組合連合会静岡支店</li> <li>・ 静岡県く水産振興課、水産・海洋技術研究所（本所）&gt;</li> </ul>
オブザーバー	—

対象となる地 域の範囲及び 漁業の種類	<p>静岡県静岡市：由比港漁業協同組合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>さくらえび2 そう船びき網漁業（38 経営体）</li> <li>しらす1 そう船びき網漁業（37 経営体）</li> <li>しらす2 そう船びき網漁業（6 経営体）</li> <li>さより2 そう船びき網漁業（2 経営体）</li> <li>刺網漁業（25 経営体）</li> <li>定置網漁業（1 経営体）</li> <li>かご漁業（2 経営体）</li> <li>わかめ・こんぶ養殖漁業（2 経営体）</li> </ul> <p>静岡県焼津市：大井川港漁業協同組合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>さくらえび2 そう船びき漁業（18 経営体）</li> <li>しらす2 そう船びき網漁業（14 経営体）</li> <li>刺網漁業（10 経営体）</li> <li>さより2 そう船びき網漁業（2 経営体）</li> <li>いわし2 そう船びき網漁業（2 経営体）</li> <li>しらうお1 そう船びき網漁業（3 経営体）</li> <li>底立てはえ縄漁業（6 経営体）</li> </ul> <p>静岡県富士市：田子の浦漁業協同組合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>しらす1 そう船びき網漁業（23 経営体）</li> </ul>
---------------------------	---

一本釣り漁業（47 経営体） ※令和 4 年 3 月現在（各漁協の令和 4 年度通常総会議案書）
---

## 2 地域の現状

### (1) 関連する水産業を取り巻く現状等

#### 【由比地区（由比地区地域水産業再生委員会）】

駿河湾の奥部に位置する由比地区では、さくらえび漁を主とする水産業が、基幹産業である柑橘類を主とする農業とともに地元の経済を支えている。

由比港漁協の主な漁業は、さくらえび及びしらすの船びき網漁業並びに定置網漁業の 3 種である。中でもさくらえびは、日本では駿河湾でのみ漁獲されている。駿河湾は、大井川・安倍川・富士川といった一級河川が注ぎ、魚の餌料となるプランクトンが豊富で、さくらえびの絶好の漁場となっている。しらす漁は、1 艘船びきで操業しており、これは 2 艘船びきに比べ 1 隻当たりの漁獲は少ないものの、高品質なしらすが水揚げされる漁法である。また、定置網漁業では、回遊せず沿岸に居着く黄金色のアジが獲れ、地名から『倉沢の鱒』と呼ばれ高値で取引されている。

漁港施設については、昭和 41 年に建設された荷捌施設が老朽化したことから、近年の消費者のニーズである「食の安心」に対応する「衛生管理型荷捌施設」を平成 24 年に建設し、衛生管理された水産物の供給に努め、鮮度の向上、魚価の上昇による漁労所得の向上を目指している。

しかしながら、近年さくらえび漁においては、漁獲量の減少、燃油の高騰、魚価安により漁労所得が減少し、漁家の経営は厳しい状況にある。このような状況の中、さくらえび漁においては「プール制」を実施し、操業隻数の削減や出漁日の制限など、漁業コスト削減や資源保護を励行してきたが、依然として資源の減少は続き、更なるコスト削減を図る必要がある。

また、近年 9～11 月にくろまぐろの混獲が散見される場所である。WCPFC(中西部太平洋クロマグロ委員会)で合意された保存管理措置に基づいて設定されている我が国のくろまぐろ漁獲上限を遵守するためには、当該地域の定置網を休漁せざるを得ず、くろまぐろの混獲回避が必要となっている。

#### 【大井川地区（大井川地区地域水産業再生委員会）】

駿河湾に面する大井川地区もまた、1 級河川の大井川が豊富なプランクトンをもたらし、海底の 200m 以深の急峻な地形もさくらえび・しらすの生育に有利に働いて、好漁場が形成されている。さくらえびは日本では、大井川港漁協と由比港漁協の市場のみに水揚げされている。大井川港漁協が開設する魚市場には 2 艘船びき網によって漁獲されたさくらえび・しらすの水揚げがあり、令和 3 年の水揚げ量はさくらえび 61.7 トン、しらす 154.9 トン、水揚げ金額はさくらえび 258 百万円、しらす 122 百万円となっている。

さくらえび漁業(漁期4~6月、10~12月)においては、昭和52年から由比港漁協と足並みをそろえ、さくらえび漁業を営む全船主・乗組員が均等の収入を得られるプール制をとり、由比地区42か統及び大井川地区18か統の全船で資源管理型漁業を行っており、産卵期を避けた漁期の制限、網掛けの回数、時間の制限等による漁獲努力量の自主的な抑制、漁網の大きさの制限等による乱獲の防止、過度の競争の抑制、乗組員の定数削減等を行っている。しかし近年、さくらえびの主生息域である奥駿河湾で、かつてないような資源量の減少が見られ、水揚量は減少傾向が続いている。

このような状況の中、漁業者による経費削減については、以前よりプール制による資源管理型漁業を徹底してきた経緯があり、更なる有効な手立てはなかなか見つからない状況であるが、船底清掃による燃油費削減などに努めている。また、人件費については、静岡県さくらえび漁業組合で規約を定め、1か統あたりの乗組員数を定めているが、更なる人件費抑制を図るための定数削減を行っている。一方、乗組員の高齢化対策、後継者対策として、後継者となる一定の基準を満たした新たな若年漁業者の所得を保障するための「後継者乗船取決め事項」を静岡県さくらえび漁業組合で定めている。

さくらえび漁は、前述のとおり全国で大井川地区と由比地区のみで操業される漁業であるが、大井川地区の漁協魚市場は、古くから生産地市場としての性格が強く、また、仲買人も消費者に直接販売するよりも水揚げされたさくらえびを素干しや釜揚げに加工することが多かった。これに対して由比地区は大規模食品関連企業も多く、古くから地元の仲買人や漁協が積極的に一般消費者への販売・広報に力を入れてきた経緯もあり、『さくらえびと言えば由比』というイメージが定着している。このため、さくらえび漁業が焼津市で行われ、大井川港に水揚げされていることについての広報活動は必要である。

しらす漁業(漁期3月下旬~翌年1月)については、近年は漁獲量の変動が大きく、特に不漁年の水揚げは大変厳しいものとなっている。また、大井川港漁協魚市場での仲買人の減少もあり、しらすを主たる水揚げ物とする近隣の漁協魚市場に比較して、一漁業経営体あたりの水揚げの減少が見られるが、他地区からの加工業者の誘致に成功し、水揚げ金や単価について一定の成果を上げている。

#### 【富士地区(田子の浦地区地域水産業再生委員会)】

富士地区は、駿河湾の奥部に位置し、地域の主要漁業はしらす船曳網漁業である。このほか、刺し網漁業や一本釣り漁業も行われているが、漁協運営においてはしらす船曳網漁業が主幹となっている。令和3年に市場に水揚げされたしらすは、不漁で36トン、水揚げ金額は53百万円であった。水揚げの多い時は100トンを超える。

当地区のしらす船曳網漁は、1そう曳きで操業する。県内でしらすの主要港で行われている2そう曳きの漁法と比較すると、1そう曳きは海中で網を曳く時間が短いので鮮度の良いしらすが揚がる。船上に揚がったしらすはザルカゴにすぐに移され、大量の水とともにかき混ぜることで魚体を締め、素早く帰港しセリにかけられる。このような鮮

度にこだわったしらす漁が、何十年も前から継承されてきたことが認められ、「田子の浦しらす」として、平成 29 年に GI（地理的表示）の産品として登録された。ブランド価値を高めた「田子の浦しらす」は平成 27 年の平均単価 706 円/kg から令和 3 年には、約 2 倍の 1,353 円/kg となっている。

しかし、漁獲量の季節変動が大きいこと等が要因となり、漁業者は多くが兼業であり、朝の早い時間のみを漁業に充てている。また、しらすの休漁期間は収入がほぼなくなるため、若い漁師を中心に平成 30 年度に区画漁業権を取得したわかめ養殖や、刺し網漁を冬場の休漁期間に行い、漁業の多角化を目指している。しかし、わかめ養殖は近年の環境変動（高水温化）による生長不良や時化による施設流出が要因となり、十分な収穫量を確保できていないなど課題もある。

## （2）その他の関連する現状等

### 【静岡市の現状】

静岡市は、政令指定都市であり、静岡県ほぼ中央に位置する。世界遺産に登録された三保の松原や駿府城、久能山東照宮、登呂遺跡などの観光資源を有し、大道芸ワールドカップ in 静岡や静岡まつりなど、動員数数十万人を超える大規模イベントが開催されるなど、県内有数の観光都市のひとつである。静岡市には、由比漁港、清水港、用宗漁港の 3 つの港があり、そこで水揚げされる魚介類を「しずまえ鮮魚」という。

静岡市では、「しずまえ」を地域ブランドとして確立させ、食文化の情報発信、地域の活性化に取り組んでいる。

### 【焼津市の現状】

焼津漁港には、焼津漁協と小川漁協があり、焼津漁協には主にかつお・まぐろが水揚げされ、小川漁協には近海・沿岸のさば、あじなどが水揚げされている。大井川港漁協のある大井川港の魚市場では、しらすやさくらえびが水揚げされていて、3 つの地区でそれぞれの漁業を行っている。

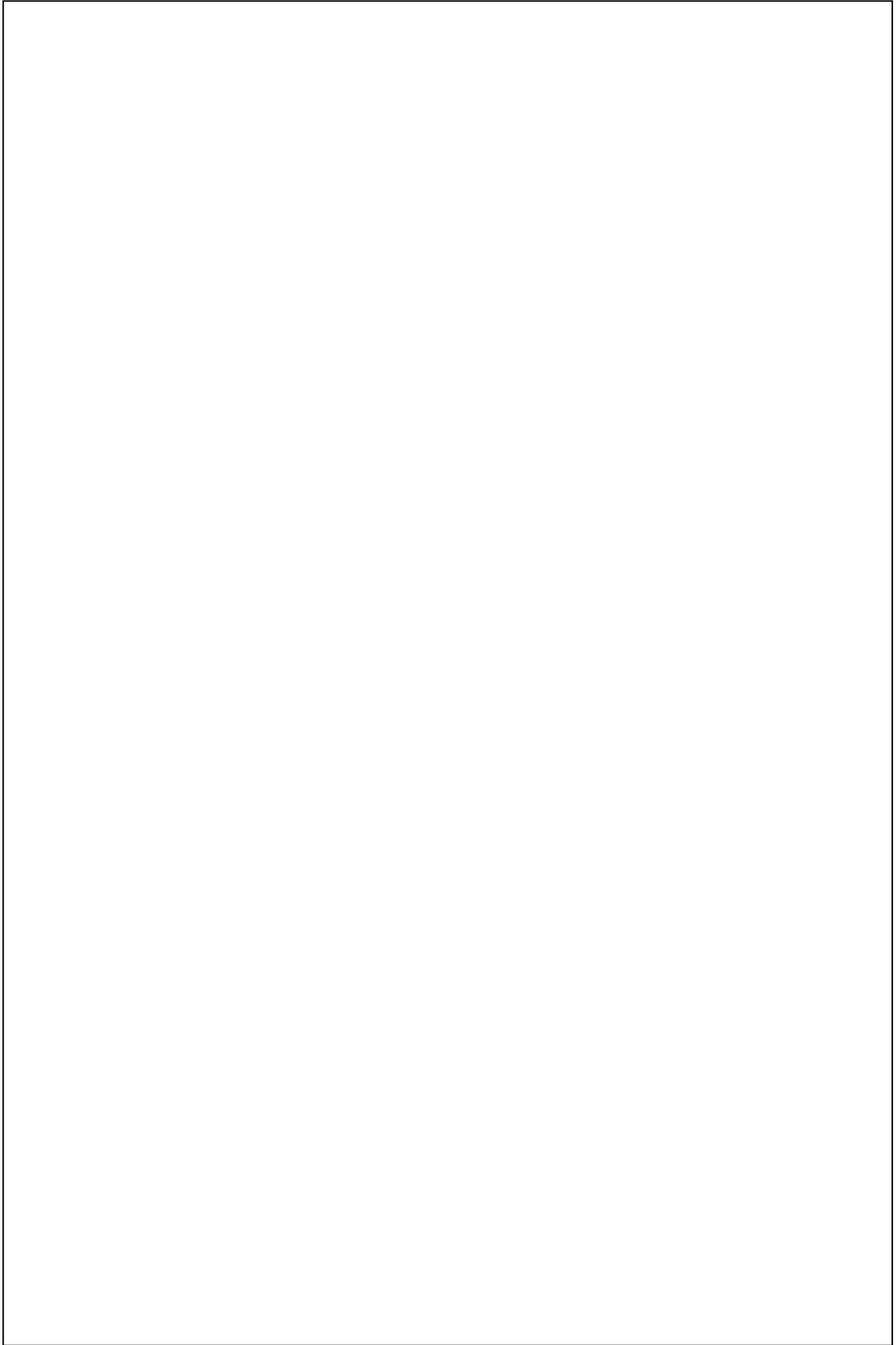
### 【富士市の現状】

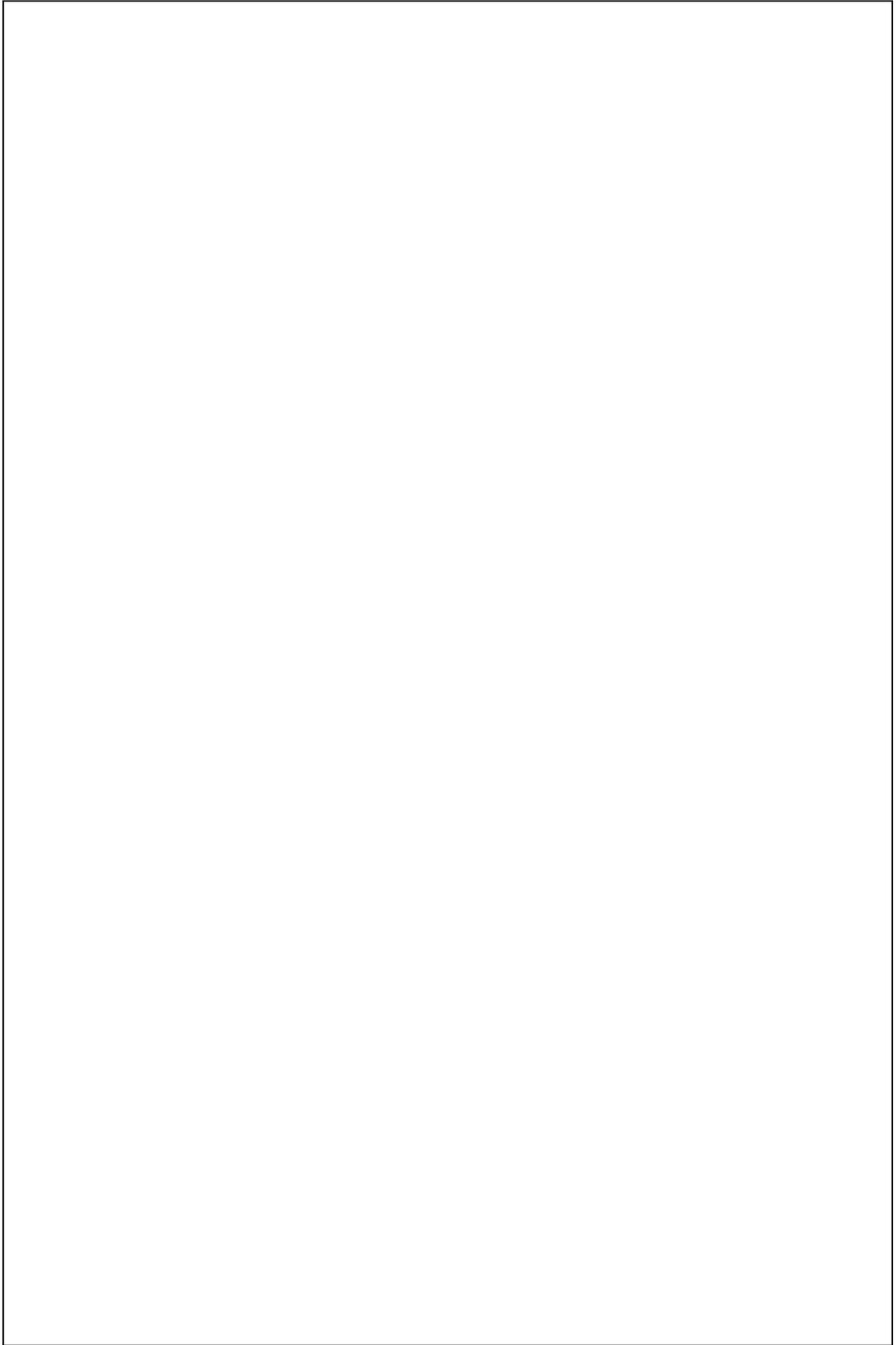
富士市は、製紙の街として栄えてきたが、近年世界遺産に登録された富士山や、富士山のビュースポットとなる観光地が点在し、現在は観光事業にも力を入れている。しかし、素晴らしいロケーションをもちながらも、観光客向けの宿泊施設や遊覧船の運航等もなく、観光客の滞在も短く、一部飲食店にしか立ち寄りがないため、その恩恵を受ける漁業者は僅かである。また、しらす販売店・飲食店が集まった街道「富士山しらす街道」を立ち上げたが、廃業した店舗が増え、「しらす祭り」、「しらす街道フェア」などの各種イベントもここ 2 年は、コロナウイルス感染拡大のため開催できなかった。

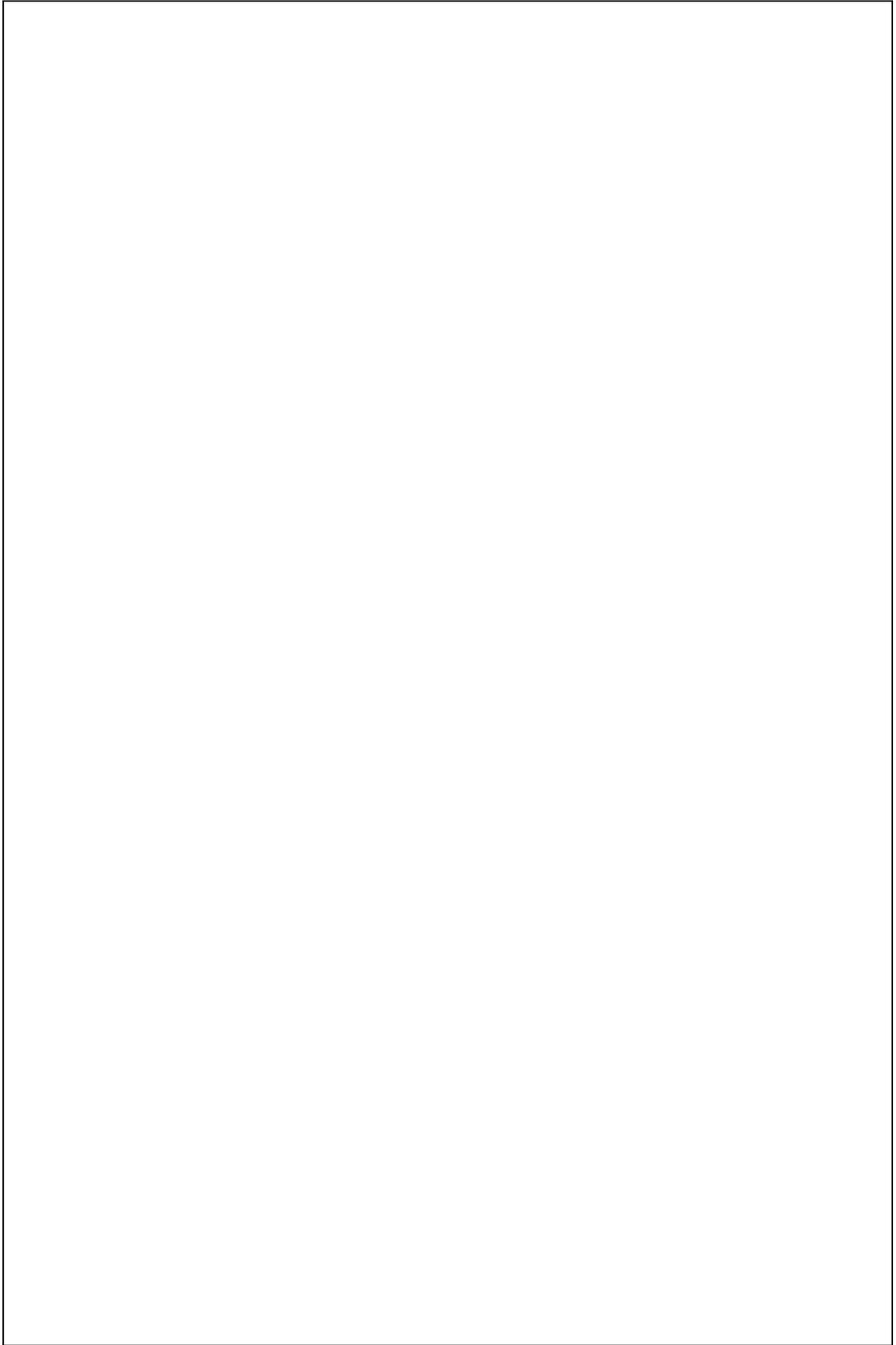
## 3 競争力強化の取組方針

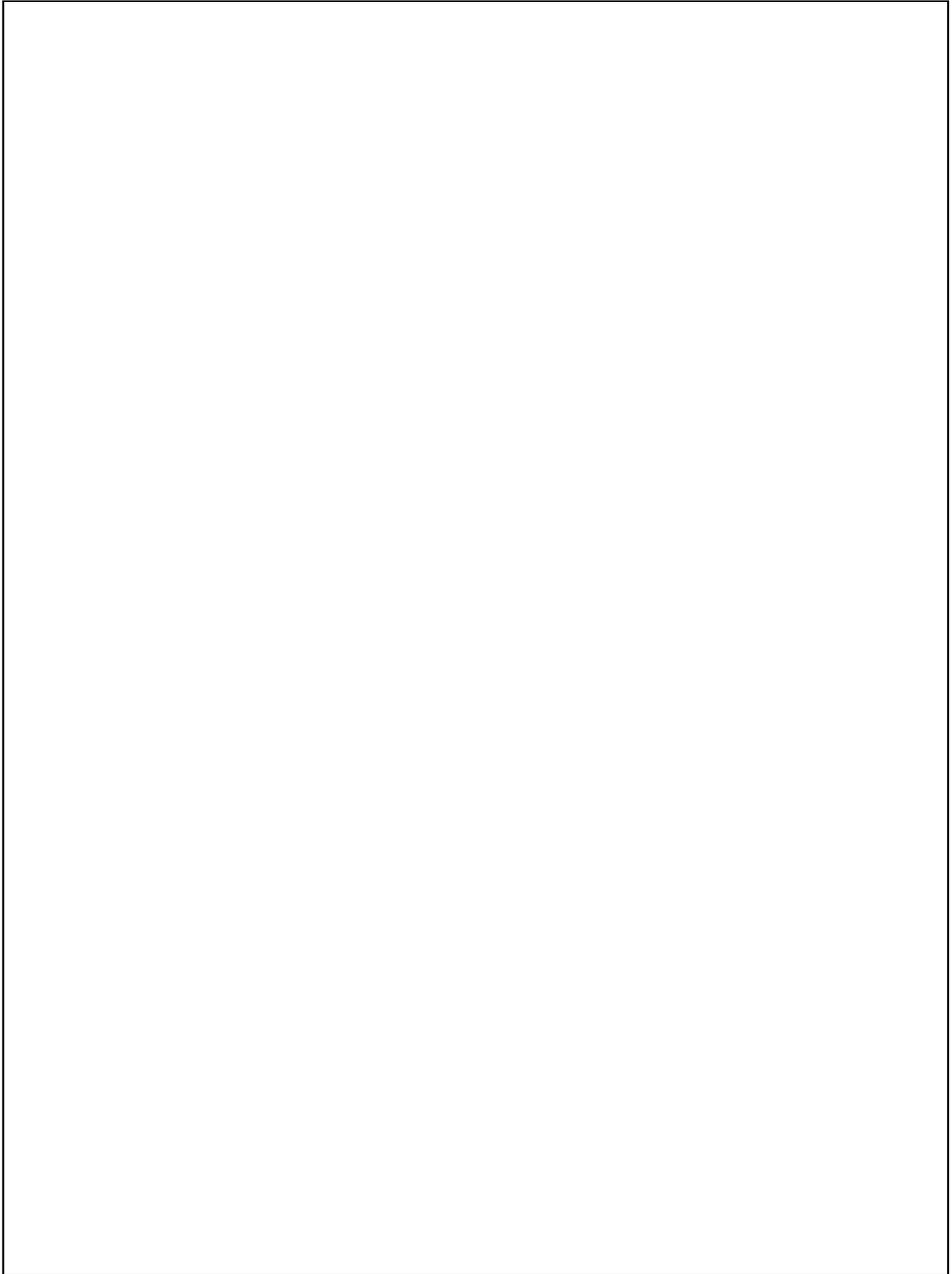
### （1）機能再編・地域活性化に関する基本方針

#### ① 前期の浜の活力再生広域プランの評価（成果及び課題等）









② 今期の浜の活力再生広域プランの基本方針

3 漁協共通の漁業としてしらす船びき網漁業があることから、当該漁業を連携の中心と位置づける。また、由比港漁協、大井川港漁協共通であり、両漁協の主力魚種となっ

ているさくらえび船びき網漁業を補完的な連携とする。加えて、3漁協とその漁業者は、未利用・低利用魚の活用について、積極的な連携を図っていく。

#### ○地域の特産資源の安定供給に向けた資源管理と有効活用

##### しらす

隣接している由比地区と田子の浦地区におけるしらすへの依存度を比べると、主力がさくらえびである由比地区よりも田子の浦地区の方が圧倒的に大きく、「田子の浦しらす」はGIの産品としても登録されている。

しかし、近年の不漁により、いずれの漁協でもしらすの水揚げが減少し、田子の浦漁協の直営食堂でも提供する生しらすが不足する事態も発生している。

田子の浦地区におけるしらすの特長は前述のように鮮度が良いことで、その要因のひとつとして漁法が1そう船びきであることがあげられるが、由比地区のしらす漁も44経営体のうち38経営体が1そう船びきである。

そこで、両漁協が連携して水揚げされるしらすの鮮度向上に努め、由比港漁協所属のしらす漁業者が漁獲したしらすも田子の浦に水揚げできるように、また、需給状況によってはその逆の水揚げができるようにすることにより、水揚げ作業の効率化と高付加価値化を図ることとする。また、しらす丼が主力の田子の浦漁協直営食堂における材料不足の解消にもつながる。

大井川地区は由比・田子の浦の両地区から離れており、漁業形態も2そう船びきが主体であるが、安定供給に向けた資源管理の必要性は3漁協に共通である。しらすの資源管理については、3漁協と漁業者が積極的な意見交換を行い、広い範囲での持続的な漁業実現につなげていく。

##### さくらえび

さくらえびを水揚げするのは由比地区と大井川地区であり、両地区は第1期の広域浜プランで連携を行ってきた。プール制による漁船間の競争抑制、水産・海洋技術研究所と連携した産卵調査については、第2期プランでも実施していく。また、これらの取組について、第1期よりさらに積極的な意見交換および改善案の実践を行い、不漁が継続するさくらえび資源量の回復を図っていく。

また、さくらえびの認知度については長年の活動により首都圏ではかなり高まっているが、我が国で2番目の消費地である近畿圏や北海道・東北地方や九州での認知度はまだ十分とはいえない。そこで、全国的なイベントであるシーフードショーなどに両漁協共同での出店を目指すなどし、さくらえびの知名度を全国的に向上させていく(前述のしらす、も含めて)。

#### ○水産物の高付加価値化、未利用・低利用資源の活用

しらす船曳網やさくらえび漁では、商品価値が低い混獲魚類が発生する。小型のタチウオ、ウミタナゴ、センハダカ等であり、3漁協とその漁業者は、これらの魚類の積極

的な活用を行っていく。由比港漁協では、すでにセンハダカ等の未利用魚を活用したすり身商品「漁師魂（りょうしだま）」の開発・販売等の実績を持ち、他の2漁協と漁業者を牽引できる立場にある。由比港漁協が中心となって他の2漁協に加工技術や販売方法を教授し、未利用・低利用魚を活用した商品の共同開発を行い、直売所やECサイトで販売する。

また、市場では極端な安値となっている、生食や釜揚げ加工として適さないサイズの大きなしらすについても、共同でのメニュー開発をめざす。前期プランでは、不漁による原材料不足で実現できなかったが、3漁協が共同で行うことで供給できる原材料が増加すると期待できる。実施に当たっては、原材料の供給可能量も考慮し、提供する食堂数を検討しつつ進めていく。

#### ○地域水産物の情報発信と漁協食堂への集客力向上

由比・大井川地区の第1期プランでは由比港漁協の直売所、食堂、加工場を集約した施設整備を行うことを目指していたが、さくらえび不漁や新型コロナウイルス感染症の影響により整備できなかった。第2期プランにおいても継続して整備を目指す。第1期プランでは大井川漁港が漁協直営食堂「さくら」を整備しており、また田子の浦漁協も直営食堂と加工場を運営している。2漁協は由比港漁協と施設整備や運営について意見交換を行い、3漁協が協力して由比港漁協の施設整備実現を目指す。

漁協食堂の集客力向上のため、由比・大井川・田子の浦地区を代表する水産物であるしらす、さくらえびを組み合わせた食堂メニューを3漁協が合同で開発し、それぞれの食堂で合同販売する。由比・大井川地区はさくらえび、田子の浦地区はしらすについて、これまで取り扱ってきた強みを活かし、相互のノウハウ提供で3漁協食堂全てにおいて新たな集客材料となるメニュー提供の実現をめざす。また、3漁協合同で、地区内の水産物をPRする活動を実施する。近年、PRへの有効なツールとなっているSNSを活用した情報発信の確立をめざす。3地区のしらす出漁情報を合同で発信することで、食堂等で生しらすや桜えびを味わいたい観光客に対し、提供の可否や提供可能な地区の情報をリアルタイムで発信できる。3漁協が相互に自地区のイベント情報を提供した合同発信も行い、観光客により広範囲な訪問地の選択肢を提供し、地区全体の活性化につなげることもめざす。SNSと並行して、3漁協と漁業者による、地区の小中学生向けの水産教室や、親子向けイベントとしての料理教室も開催し、水産物の魅力を地域住民に広げる活動も展開していく。

#### ○多様な水産物の資源管理

各地区の漁業者は、クロマグロの混獲回避活動として稚魚の混獲が定置網等で確認した場合、再放流を実施する。

また、それぞれの地先で漁業者が行っているマダイ・ヒラメ等の種苗放流について、3漁協の漁業者が放流場所や手法について連携協力することにより、その効果を高め

る。

## (2) 中核的担い手の育成に関する基本方針

### ① 前期の浜の活力再生広域プランの評価（成果及び課題等）

### ② 今期の浜の活力再生広域プランの基本方針

3 漁協及び漁業者は、漁業経営セーフティーネット構築事業による漁家経営の安定化、漁船リース事業・機器等導入事業、水産業成長産業化沿岸地域創出事業などの活用を推進し、漁業者の生産力の向上やコスト競争に耐えうる操業体制の確立を目指す。広域水産業再生委員会は、当地域における意欲ある漁業者を中核的担い手として選定し、漁船リース事業等の積極的な活用をうながしていく。また、3 漁協および漁業者は、静岡県漁業士の認定候補者選定、地域を担う小中学生への啓発活動など、将来の中核的漁業者育成につながる活動を実施する。

選定された3 漁協の中核的漁業者は、各漁協青壮年部や県水産・海洋技術研究所と協力して、地域の漁業の維持・発展を図るため、地区水産業に関する研修会や新規就業者・若手漁業者への技術伝承会などを合同で開催し、漁業後継者の育成に努める。

### (3) 漁獲努力量の削減・維持及びその効果に関する担保措置

#### ●由比・大井川地区

#### さくらえび

- ・ 静岡県漁業調整規則第 36 条により、さくらえび禁漁期間を設定し(毎年 6/11～9/30)、さらに 12 月末～3 月中旬には自主的に禁漁期間を設定している。
- ・ 県知事に対し、「静岡県駿河湾海域におけるさくらえび漁業の資源管理計画」を提出、管理体制整備と自主的管理措置を講じている。
- ・ 自主的な取組として、共同操業と収入均等分配方式である「プール制」を実施、操業

隻数・出漁日数・漁具漁法の制限を行い、経営の合理化と資源保護、衛生管理のための生産調整を図る。

- ・「出漁対策委員会」を設置し、漁期中の出漁可否・出漁隻数・漁場を（操業場所）協議し、燃油使用量の削減を図り漁業経営のコスト縮減を図る。
- ・資源を保護するため、操業前に試験網を実施し、漁獲に適した大きさであるか確認してから操業することで資源保護を図る。
- ・県さくらえび漁業組合が中心となり、未利用魚のハダカイワシ類センハダカについてもハダカイワシ利活用研究会を設けて、さくらえびのプール制と同様の管理を行い、新たな漁業として確立していく。

しらす

- ・由比地区では「1 そう船びき網漁業による静岡県海域におけるしらす資源管理計画」を作成し、大井川地区においても「静岡県海域における大井川港漁業協同組合のしらす資源管理計画」を実施することで、管理体制を整備するとともに自主的管理措置を講じている。
- ・また、新たにプール制の導入を試みることにより、不漁時の無駄な出漁を抑制し、燃油等のコスト削減に努める。

●田子の浦地区

- ・しらす船曳網漁業では、静岡県漁業調整規則で定められた1月15日から3月21日の休漁期間の他、日曜・祝日を休漁日としている。
- ・十分な漁獲が見込めない日は資源保護及び燃油使用量削減のため休漁とする。
- ・漁獲が期待できるときは操業時間を変更するなど、柔軟に対応していく。
- ・刺網漁業はしらす船曳網漁業休漁期間のみとしている。
- ・これまでの経験を鑑みて、わかめ養殖の場所、時期などを検討し収穫率を向上させる。

(4) 具体的な取組内容（年度ごとに数値目標とともに記載）

1年目（令和4年度）

取組内容	<p>○地域の特産資源の安定供給に向けた資源管理と有効活用</p> <p><b>しらす</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3 漁協の漁業者は、随時駿河湾内におけるしらすの量や分布場所について、定期的に意見交換が可能な協議会の設立を検討する。</li> <li>・由比港漁協、田子の浦漁協および2 漁協のしらす漁業者は、田子の浦港、由比港への相互水揚げについて協議を開始する。</li> </ul> <p><b>さくらえび</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・由比港漁協、大井川港漁協のさくらえび漁業者は、さくらえび資源が減少傾向にあるため、1 期プランに引き続き全船に水揚金額を均等に分配するプール制を実施し、漁船間の競争を抑えることで資源量の安</li> </ul>
------	---

	<p>定化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 由比港漁協、大井川港漁協および2漁協のさくらえび漁業者は、県水産・海洋技術研究所の指導のもと、さくらえびの産卵量調査を実施する。近年、さくらえびの生息場所や主要漁場が変化しているため、産卵調査場所の見直しや調査回数について協議を行う。</li> <li>・ 由比港漁協、大井川港漁協および2漁協のさくらえび漁業者はプール制や産卵調査の結果をもとに協議を行い、適正な漁獲量を設定する。</li> <li>・ 由比港漁協、大井川港漁協と漁業者は、さくらえびの知名度向上のための合同イベント出展に向け、関西や北海道・東北のイベント情報を収集する。</li> </ul> <p>○水産物の高付加価値化、未利用・低利用資源の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3漁協およびその漁業者は、低利用魚・未利用資源の活用に向けた意識の共通化を図る。1年目は「漁師魂」など低利用魚の活用実績がある由比港漁協が、大井川港漁協・田子の浦漁協とその漁業者を対象に、すり身の加工技術の講習会、試食会を実施する。</li> <li>・ 漁獲物の脱血や神経締め等を積極的に行っている由比港漁協の漁業者は、由比港漁協と協力し、大井川港漁協、田子の浦漁協の漁業者にも技術を共有するための講習プログラムを作成する。</li> <li>・ 3漁協は、市場で安価になってしまう未利用サイズのしらす（魚体の大きいもの）を活用した漁協食堂メニューの開発に向けて、協議する。前期は不漁による原材不足で実現しなかったが、3漁協全体での供給可能量を協議し、メニュー提供量や提供する食堂の数も検討する。</li> </ul> <p>○地域水産物の情報発信と漁協食堂への集客力向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3漁協とそれらの漁業者は、観光客向けにしらす漁の出漁情報をSNSで合同発信するため、体制や発信の内容について協議を行う。また、3漁協内で他漁協の水産物やイベント活動を相互にSNS発信するため、具体的な協議を開始する。</li> <li>・ 3漁協とそれらの漁業者は、由比港漁協、大井川港漁協、田子の浦漁協のしらすと、由比港漁協、大井川港漁協のさくらえびを組み合わせたメニューを、それぞれの直営食堂で合同販売するため協議を開始する。</li> <li>・ 3漁協とそれらの漁業者は、静岡市、焼津市、富士市の商工会議所や商工会、観光協会と共同で、由比・大井川・田子の浦地域全域でイベント出店による水産物のPRや、イベント会場や学校での小中学生向け水産教室、地区内の親子向け料理教室による地産地消の取組を実施</li> </ul>
--	---

	<p>する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 由比港漁協の直売所、食堂、加工場の整備について、3 漁協および漁業者による協議会の設立を検討する。</li> </ul> <p>○多様な水産物の資源管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定置網漁業の安定的な操業の実施のため、3 漁協の漁業者は、クロマグロの漁獲時には混獲を回避するため放流を行うなど適切な資源管理を行う。</li> <li>・ 3 漁協に所属する漁業者は、県水産・海洋技術研究所等の指導のもと、マダイ、ヒラメ等の種苗放流を実施する。放流をより効果的なものにするため、放流場所や手法について3 漁協の漁業者が協議を行う。</li> </ul> <p>○中核的担い手の育成に関する取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3 漁協及び漁業者は、漁業経営セーフティーネット構築事業による漁家経営の安定化、漁船リース事業・機器等導入事業、水産業成長産業化沿岸地域創出事業、効率的な操業体制の確立支援事業などの活用を推進し、漁業者の生産力の向上やコスト競争に耐えうる操業体制の確立を目指す。</li> <li>・ 由比・大井川・田子の浦広域水産業再生委員会は、当地域における意欲ある漁業者を中核的担い手として選定する。</li> <li>・ 3 漁協は、将来の中核的漁業者候補として、意欲的に漁業に取り組む青壮年漁業者を静岡県漁業士に推薦し認定につなげる。また、県漁業士会と協力し、認定された漁業士に対して各種研修会(水産物の流通やEC サイト等)や意見交換の場を設け育成につなげる。</li> <li>・ さくらえび漁業では、乗組員の人員不足や高齢化が進んでいるため、田子の浦漁協のしらす漁業者・若手漁業者をさくらえび漁業の乗組員として就業させる取組を実施する。乗船経験をさせることでこれらの漁業者の漁業知識を深め、中核的漁業者として育成していく。</li> <li>・ 3 漁協の漁業者は、小学校を中心とした水産教室や中学生への職業講話などの活動を合同で行い、地元住民の地域漁業に関する興味と関心を高め、将来の担い手確保につなげる。3 漁協の担い手が、共同で実施したこららのイベントで交流し、お互いの漁業・加工方法について情報交換することで中核的漁業者の育成にもつなげる。</li> <li>・ 3 漁協の中核的漁業者は、地域の漁業の維持・発展を図るため、地区水産業に関する研修会や新規就業者、若手漁業者への技術伝承会などを合同で開催し、漁業後継者の育成に努める。開催にあたっては、各漁協青壮年部や水産・海洋技術研究所が技術協力を行う。</li> </ul>
--	--

活用する支援措置等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 浜の活力再生交付金（個別に行う取組①）</li> <li>・ 漁業経営セーフティーネット構築事業（中間的担い手の育成④）</li> <li>・ 効率的な操業体制の確立支援事業（中間的担い手の育成④）</li> <li>・ 競争力強化型機器等導入緊急対策事業（中間的担い手④）</li> <li>・ 漁船リース事業（中間的担い手④）</li> <li>・ 定置網の安定的な操業に必要なクロマグロの混獲回避活動支援（資源管理）</li> </ul>
-----------	---

2年目（令和5年度）

取組内容	<p>○地域の特産資源の安定供給に向けた資源管理と有効活用</p> <p><b>しらす</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3 漁協の漁業者は、随時駿河湾内におけるしらすの量や分布場所について、協議会を設立して意見交換を行い、適切な漁獲量を設定する。</li> <li>・ 由比港漁協、田子の浦漁協および2 漁協のしらす漁業者は、2 漁港への相互水揚について、両地区の仲買人と協議を行う。</li> </ul> <p><b>さくらえび</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 由比港漁協、大井川港漁協のさくらえび漁業者は、プール制を継続し、漁船間の競争を抑えることで資源量の安定化を図る。</li> <li>・ 由比港漁協、大井川港漁協および2 漁協のさくらえび漁業者は、県水産・海洋技術研究所の指導のもと、さくらえびの産卵量調査を実施する。前年度の協議の結果を踏まえ、調査場所や調査回数を見直した新しい調査計画に基づき実施する。</li> <li>・ 由比港漁協、大井川港漁協および2 漁協のさくらえび漁業者は、前年度に協議した適切な漁獲量を守り操業する。操業結果をもとに、次年度の漁獲についても協議を継続する。</li> <li>・ 由比港漁協、大井川港漁協は、さくらえびの知名度向上のための合同イベント出展について、出品物や出展の体制について協議する。</li> </ul> <p>○水産物の高付加価値化、未利用・低利用資源の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3 漁協およびその漁業者は、低利用魚・未利用資源の活用に向けた意識の共通化を図る。2 年目は「漁師魂」など低利用魚の活用に実績がある由比港漁協が、大井川港漁協・田子の浦漁協とその漁業者を対象に、すり身の加工技術の講習会、試食会を実施する。</li> <li>・ 漁獲物の脱血や神経締め等を積極的に行っている由比港漁協の漁業者は、由比港漁協と協力し、大井川港漁協、田子の浦漁協の漁業者にも技術を共有するための講習会を開催する。</li> <li>・ 市場で安価になってしまう未利用サイズのしらす（魚体の大きいもの）</li> </ul>
------	---

	<p>を利用したメニューを将来的に合同販売するため、2年目は3漁協それぞれがメニューを考案し、完成させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・未利用魚・低利用魚の販路拡大のため、活用事例に関するパンフレットを、3漁協が漁業者と協議して作成する。</li> </ul> <p>○地域水産物の情報発信と漁協食堂への集客力向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3漁協とそれらの漁業者は、しらす漁の出漁情報について、SNSでの合同発信を開始する。また、他漁協の水産物やイベント活動に関する情報について、相互に発信する内容の検討を行う。</li> <li>・3漁協とそれらの漁業者は、由比港漁協、大井川港漁協、田子の浦漁協のしらすと、由比港漁協、大井川港漁協のさくらえびを組み合わせたメニューを完成させる。</li> <li>・3漁協とそれらの漁業者は、引き続き静岡市、焼津市、富士市の商工会議所や商工会、観光協会と共同で、由比・大井川・田子の浦地域全域で水産物のPRや水産教室、料理教室による地産地消の取組を実施する。</li> <li>・由比港漁協の直売所、食堂、加工場の整備について、3漁協および漁業者による協議会を設立し、意見交換を行う。</li> </ul> <p>○多様な水産物の資源管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定置網漁業の安定的な操業の実施のため、3漁協の漁業者は、クロマグロの漁獲時には混獲を回避するため放流を行うなど適切な資源管理を行う。</li> <li>・3漁協とそれらの漁業者は、県水産・海洋技術研究所等の指導のもと、マダイ、ヒラメ等の種苗放流を引き続き実施する。放流をより効果的なものにするため、放流場所や手法について3漁協の漁業者が協議を継続するとともに、協議結果を踏まえた改善を実施していく。</li> </ul> <p>○中核的担い手の育成に関する取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3漁協及び漁業者は、漁業経営セーフティーネット構築事業による漁家経営の安定化、漁船リース事業・機器等導入事業、水産業成長産業化沿岸地域創出事業、効率的な操業体制の確立支援事業などの活用を推進し、漁業者の生産力の向上やコスト競争に耐えうる操業体制の確立を目指す。</li> <li>・由比・大井川・田子の浦広域水産業再生委員会は、当地域における意欲ある漁業者を中核的担い手として選定する。</li> <li>・3漁協は、将来の中核的漁業者候補として、意欲的に漁業に取り組む</li> </ul>
--	--

	<p>青壮年漁業者を静岡県漁業士に推薦し認定につなげる。また、県漁業士会と協力し、認定された漁業士に対して各種研修会(水産物の流通やECサイト等)や意見交換の場を設け育成につなげる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ さくらえび漁業では、乗組員の人員不足や高齢化が進んでいるため、田子の浦漁協のしらす漁業者・若手漁業者をさくらえび漁業の乗組員として就業させる取組を実施する。乗船経験をさせることでこれらの漁業者の漁業知識を深め、中核的漁業者として育成していく。</li> <li>・ 3 漁協の漁業者は、小学校を中心とした水産教室や中学生への職業講話などの活動を合同で行い、地元住民の地域漁業に関する興味と関心を高め、将来の担い手確保につなげる。3 漁協の担い手が、共同で実施したこららのイベントで交流し、お互いの漁業・加工方法について情報交換することで中核的漁業者の育成にもつなげる。</li> <li>・ 3 漁協の中核的漁業者は、地域の漁業の維持・発展を図るため、地区水産業に関する研修会や新規就業者、若手漁業者への技術伝承会などを合同で開催し、漁業後継者の育成に努める。開催にあたっては、各漁協青壮年部や水産・海洋技術研究所が技術協力を行う。</li> </ul>
活用する支援措置等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 浜の活力再生交付金（個別に行う取組①）</li> <li>・ 漁業経営セーフティーネット構築事業（中間的担い手の育成④）</li> <li>・ 効率的な操業体制の確立支援事業（中間的担い手の育成④）</li> <li>・ 競争力強化型機器等導入緊急対策事業（中間的担い手④）</li> <li>・ 漁船リース事業（中間的担い手④）</li> <li>・ 定置網の安定的な操業に必要なクロマグロの混獲回避活動支援（資源管理）</li> </ul>

### 3年目（令和6年度）

取組内容	<p>○地域の特産資源の安定供給に向けた資源管理と有効活用</p> <p><b>しらす</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3 漁協の漁業者は、駿河湾内におけるしらすの量や分布場所について、前年度設定した適切な漁獲量を守り操業する。また、操業結果をもとに意見交換・設定した漁獲量の見直しを行う。</li> <li>・ 由比港漁協、田子の浦漁協および2 漁協のしらす漁業者は、2 漁港へ相互水揚について、試験的な実施に向け、仲買人とも協力し体制を整備する。</li> </ul> <p><b>さくらえび</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 由比港漁協、大井川港漁協のさくらえび漁業者は、プール制を継続し、漁船間の競争を抑えることで資源量の安定化を図る。</li> <li>・ 由比港漁協、大井川港漁協および2 漁協のさくらえび漁業者は、県水</li> </ul>
------	--

	<p>産・海洋技術研究所の指導のもと、さくらえびの産卵量調査を継続する。調査場所や調査回数について協議を継続し、前年度からの新しい調査計画を見直しながら実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 由比港漁協、大井川港漁協および2漁協のさくらえび漁業者は、前年度に協議した適切な漁獲量を守り操業する。適切な漁獲量については、年度ごとに見直しを行い実践していく。</li> <li>・ 由比港漁協、大井川港漁協は、さくらえびの知名度向上のための合同イベント出展を、1か所で実施する。</li> </ul> <p>○水産物の高付加価値化、未利用・低利用資源の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3漁協およびその漁業者は、低利用・未利用資源の販路拡大を図る。由比港漁協が開発した「漁師魂」を由比地区に限らず静岡市内や富士市内、焼津市内の加工業者や飲食店へも販売していくため、3漁協が協議を行う。</li> <li>・ 由比港漁協の漁業者は、由比港漁協と協力し、大井川港漁協、田子の浦漁協の漁業者にも技術を共有するための講習会を継続する。</li> <li>・ 市場で安価になってしまう未利用サイズのしらす（魚体の大きいもの）を利用したメニューを合同販売するため、3年目は3漁協それぞれが考案したメニューについて意見交換会を行い、本格的な実施への課題を抽出する。</li> <li>・ 3漁協は、2年目に作成した活用事例に関するパンフレットを活用し、静岡市内や富士市内、焼津市内の加工業者や飲食店へ営業活動を行い、新たな販売先を開拓する。</li> </ul> <p>○地域水産物の情報発信と漁協食堂への集客力向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3漁協とそれらの漁業者は、しらす漁の出漁情報について、SNSでの合同発信を継続する。また、他漁協の水産物やイベント活動に関する情報について、相互に発信を開始する。</li> <li>・ 3漁協は、由比港漁協、大井川港漁協、田子の浦漁協のしらすと、由比港漁協、大井川港漁協のさくらえびを組み合わせたメニューを、それぞれの漁協直営食堂で試験的に合同販売する。漁業者は相互に他漁協直売所に赴き、しらす、さくらえびを他漁協食堂の顧客にPRし、顧客の反応を調査する。</li> <li>・ 3漁協とそれらの漁業者は、引き続き静岡市、焼津市、富士市の商工会議所や商工会、観光協会と共同で、由比・大井川・田子の浦地域全域で水産物のPRや水産教室、料理教室による地産地消の取組を実施する。</li> </ul>
--	--

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・由比港漁協の直売所、食堂、加工場の整備について、協議会での結果をもとに、由比港漁協が整備計画を策定する。計画は協議会で検討し、実現に向けて精査を行う。</li> </ul> <p>○多様な水産物の資源管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定置網漁業の安定的な操業の実施のため、3 漁協の漁業者は、クロマグロの漁獲時には混獲を回避するため放流を行うなど適切な資源管理を行う。</li> <li>・3 漁協とそれらの漁業者は、県水産・海洋技術研究所等の指導のもと、マダイ、ヒラメ等の種苗放流を引き続き実施する。放流をより効果的なものにするため、放流場所や手法について3 漁協の漁業者が協議を継続するとともに、協議結果を踏まえた改善を実施していく。</li> </ul> <p>○中核的担い手の育成に関する取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3 漁協及び漁業者は、漁業経営セーフティーネット構築事業による漁家経営の安定化、漁船リース事業・機器等導入事業、水産業成長産業化沿岸地域創出事業、効率的な操業体制の確立支援事業などの活用を推進し、漁業者の生産力の向上やコスト競争に耐えうる操業体制の確立を目指す。</li> <li>・由比・大井川・田子の浦広域水産業再生委員会は、当地域における意欲ある漁業者を中核的担い手として選定する。</li> <li>・3 漁協は、将来の中核的漁業者候補として、意欲的に漁業に取り組む青壮年漁業者を静岡県漁業士に推薦し認定につなげる。また、県漁業士会と協力し、認定された漁業士に対して各種研修会(水産物の流通やEC サイト等)や意見交換の場を設け育成につなげる。</li> <li>・さくらえび漁業では、乗組員の人員不足や高齢化が進んでいるため、田子の浦漁協のしらす漁業者・若手漁業者をさくらえび漁業の乗組員として就業させる取組を実施する。乗船経験をさせることでこれらの漁業者の漁業知識を深め、中核的漁業者として育成していく。</li> <li>・3 漁協の漁業者は、小学校を中心とした水産教室や中学生への職業講話などの活動を合同で行い、地元住民の地域漁業に関する興味と関心を高め、将来の担い手確保につなげる。3 漁協の担い手が、共同で実施したこららのイベントで交流し、お互いの漁業・加工方法について情報交換することで中核的漁業者の育成にもつなげる。</li> <li>・3 漁協の中核的漁業者は、地域の漁業の維持・発展を図るため、地区水産業に関する研修会や新規就業者、若手漁業者への技術伝承会などを合同で開催し、漁業後継者の育成に努める。開催にあたっては、各</li> </ul>
--	---

	漁協青壮年部や水産・海洋技術研究所が技術協力を行う。
活用する支援措置等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 浜の活力再生交付金（個別に行う取組①）</li> <li>・ 漁業経営セーフティーネット構築事業（中間的担い手の育成④）</li> <li>・ 効率的な操業体制の確立支援事業（中間的担い手の育成④）</li> <li>・ 競争力強化型機器等導入緊急対策事業（中間的担い手④）</li> <li>・ 漁船リース事業（中間的担い手④）</li> <li>・ 定置網の安定的な操業に必要なクロマグロの混獲回避活動支援（資源管理）</li> </ul>

#### 4年目（令和7年度）

取組内容	<p>○地域の特産資源の安定供給に向けた資源管理と有効活用</p> <p><b>しらす</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3 漁協の漁業者は、駿河湾内におけるしらすの量や分布場所について、前年度設定した適切な漁獲量を守り操業する。また、操業結果をもとに意見交換・設定した漁獲量の見直しを年1回実施する。</li> <li>・ 由比港漁協、田子の浦漁協および2 漁協のしらす漁業者は、2 漁港への相互水揚について、試験的な実施を開始し、意見交換を行って問題点を抽出する。</li> </ul> <p><b>さくらえび</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 由比港漁協、大井川港漁協のさくらえび漁業者は、プール制を継続し、漁船間の競争を抑えることで資源量の安定化を図る。</li> <li>・ 由比港漁協、大井川港漁協および2 漁協のさくらえび漁業者は、県水産・海洋技術研究所の指導のもと、さくらえびの産卵量調査を継続する。調査場所や調査回数について協議を継続し、調査計画の見直しを毎年行いながら実施する。</li> <li>・ 由比港漁協、大井川港漁協および2 漁協のさくらえび漁業者は、前年度に協議した適切な漁獲量を守り操業する。適切な漁獲量については、年度ごとに見直しを行い実践していく。</li> <li>・ 由比港漁協、大井川港漁協は、さくらえびの知名度向上のための合同イベント出展を、2 か所で実施する。2 年間の出展について意見交換を行い、次年度以降の出展先や出品物の見直しを行う。</li> </ul> <p>○水産物の高付加価値化、未利用・低利用資源の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3 漁協は、低利用・未利用資源の販路拡大を図る。静岡県教育委員会とも協力し、静岡市内の学校に「漁師魂」を紹介するための説明会を開催する。</li> </ul>
------	--

- ・3 漁協の漁業者全てが、講習会で習得した漁獲物の脱血や神経締めを実践する。3 漁協は、高鮮度処理を行った漁獲物の PR を合同で実施する。
- ・3 漁協と漁業者は、市場で安価になってしまう未利用サイズのしらす（魚体の大きいもの）を利用したメニューを合同販売するため、意見交換会を継続する。意見交換会で抽出した課題を精査し、本格的な相互販売開始に向けた体制整備を行う。
- ・3 漁協は、3 年目に獲得した新たな顧客へ、未利用魚・低利用魚や加工品の販売を開始する。同時に静岡市内や富士市内、焼津市内の加工業者や飲食店への営業活動を継続する。

#### ○地域水産物の情報発信と漁協食堂への集客力向上

- ・3 漁協とそれらの漁業者は、しらす漁の出漁情報について、SNS での合同発信を継続する。また、他漁協の水産物やイベント活動に関する情報について、前年度の結果をもとに意見交換を行い、内容の改善を行う。
- ・3 漁協は、由比港漁協、大井川港漁協、田子の浦漁協のしらすと、由比港漁協、大井川港漁協のさくらえびを組み合わせたメニューについて、それぞれの食堂での試験販売の結果を基に改善する。また、3 漁協と漁業者は、メニューの販売について、3 漁協合同のイベントとして統一した PR について協議する。
- ・3 漁協とそれらの漁業者は、引き続き静岡市、焼津市、富士市の商工会議所や商工会、観光協会と共同で、由比・大井川・田子の浦地域全域で水産物の PR や水産教室、料理教室による地産地消の取組を実施する。
- ・由比港漁協の直売所、食堂、加工場の整備について、由比港漁協は協議会の協力を得て、整備計画を完成させる。

#### ○多様な水産物の資源管理

- ・定置網漁業の安定的な操業の実施のため、3 漁協の漁業者は、クロマグロの漁獲時には混獲を回避するため放流を行うなど適切な資源管理を行う。
- ・3 漁協とそれらの漁業者は、県水産・海洋技術研究所等の指導のもと、マダイ、ヒラメ等の種苗放流を引き続き実施する。放流をより効果的なものにするため、放流場所や手法について3 漁協の漁業者が協議を継続するとともに、協議結果を踏まえた改善を実施していく。

	<p>○中核的担い手の育成に関する取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3 漁協及び漁業者は、漁業経営セーフティーネット構築事業による漁家経営の安定化、漁船リース事業・機器等導入事業、水産業成長産業化沿岸地域創出事業、効率的な操業体制の確立支援事業などの活用を推進し、漁業者の生産力の向上やコスト競争に耐えうる操業体制の確立を目指す。</li> <li>・ 由比・大井川・田子の浦広域水産業再生委員会は、当地域における意欲ある漁業者を中核的担い手として選定する。</li> <li>・ 3 漁協は、将来の中核的漁業者候補として、意欲的に漁業に取り組む青壮年漁業者を静岡県漁業士に推薦し認定につなげる。また、県漁業士会と協力し、認定された漁業士に対して各種研修会（水産物の流通やECサイト等）や意見交換の場を設け育成につなげる。</li> <li>・ さくらえび漁業では、乗組員の人員不足や高齢化が進んでいるため、田子の浦漁協のしらす漁業者・若手漁業者をさくらえび漁業の乗組員として就業させる取組を実施する。乗船経験をさせることでこれらの漁業者の漁業知識を深め、中核的漁業者として育成していく。</li> <li>・ 3 漁協の漁業者は、小学校を中心とした水産教室や中学生への職業講話などの活動を合同で行い、地元住民の地域漁業に関する興味と関心を高め、将来の担い手確保につなげる。3 漁協の担い手が、共同で実施したこららのイベントで交流し、お互いの漁業・加工方法について情報交換することで中核的漁業者の育成にもつなげる。</li> <li>・ 3 漁協の中核的漁業者は、地域の漁業の維持・発展を図るため、地区水産業に関する研修会や新規就業者、若手漁業者への技術伝承会などを合同で開催し、漁業後継者の育成に努める。開催にあたっては、各漁協青壮年部や水産・海洋技術研究所が技術協力を行う。</li> </ul>
活用する支援措置等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 浜の活力再生交付金（個別に行う取組①）</li> <li>・ 漁業経営セーフティーネット構築事業（中間的担い手の育成④）</li> <li>・ 効率的な操業体制の確立支援事業（中間的担い手の育成④）</li> <li>・ 競争力強化型機器等導入緊急対策事業（中間的担い手④）</li> <li>・ 漁船リース事業（中間的担い手④）</li> <li>・ 定置網の安定的な操業に必要なクロマグロの混獲回避活動支援（資源管理）</li> </ul>

5年目（令和8年度）

取組内容	<p>○地域の特産資源の安定供給に向けた資源管理と有効活用 しらす</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3 漁協の漁業者は、駿河湾内におけるしらすの量や分布場所について、</li> </ul>
------	---

	<p>前年度設定した適切な漁獲量を守り操業する。また、操業結果をもとに意見交換・設定した漁獲量の見直しを年1回実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・由比港漁協、田子の浦漁協および2漁協のしらす漁業者は、2漁港への相互水場について、本格的な実施を開始する。</li> </ul> <p><b>さくらえび</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・由比港漁協、大井川港漁協のさくらえび漁業者は、プール制を継続し、漁船間の競争を抑えることで資源量の安定化を図る。</li> <li>・由比港漁協、大井川港漁協および2漁協のさくらえび漁業者は、県水産・海洋技術研究所の指導のもと、さくらえびの産卵量調査を継続する。調査場所や調査回数について協議を継続し、調査計画の見直しを毎年行いながら実施する。</li> <li>・由比港漁協、大井川港漁協および2漁協のさくらえび漁業者は、前年度に協議した適切な漁獲量を守り操業する。適切な漁獲量については、年度ごとに見直しを行い実践していく。</li> <li>・由比港漁協、大井川港漁協は、さくらえびの知名度向上のための合同イベント出展を、見直し結果を踏まえて改善し、3か所で実施する。</li> </ul> <p>○水産物の高付加価値化、未利用・低利用資源の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3漁協は、低利用・未利用資源の販路拡大を図る。静岡県教育委員会とも協力し、静岡市内の学校への「漁師魂」の本格的な納入を実現する。富士市、焼津市の学校への納入も目指し、漁師の教育委員会に説明を行う。</li> <li>・3漁協の漁業者は、習得した漁獲物の脱血や神経締め等の技術の活用を継続し、魚価向上に努める。3漁協は、仲買人や消費者に漁獲物の品質を積極的にPRするとともに、効果を把握する。</li> <li>・3漁協は、市場で安価になってしまう未利用サイズのしらす（魚体の大きいもの）を利用したメニューの合同販売を本格的に開始する。3漁協及び漁業者は、合同での新メニューPRを行う。</li> <li>・3漁協は、未利用魚・低利用魚や加工品の販売および、静岡市内や富士市内、焼津市内の加工業者や飲食店への営業活動を継続する。</li> </ul> <p>○地域水産物の情報発信と漁協食堂への集客力向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3漁協とそれらの漁業者は、しらす漁の出漁情報について、SNSでの合同発信を継続する。また、他漁協の水産物やイベント活動に関しての情報についても、相互発信を継続する。</li> <li>・3漁協は、由比港漁協、大井川港漁協、田子の浦漁協のしらすと、由比港漁協、大井川港漁協のさくらえびを組み合わせたメニューについ</li> </ul>
--	---

	<p>て、本格的な合同販売を開始する。また、3 漁協と漁業者は、メニューの販売について合同でポスター等の PR グッズを作成し、統一した PR を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3 漁協とそれらの漁業者は、引き続き静岡市、焼津市、富士市の商工会議所や商工会、観光協会と共同で、由比・大井川・田子の浦地域全域で水産物の PR や水産教室、料理教室による地産地消の取組を実施する。</li> <li>・ 由比港漁協は直売所、食堂、加工場の整備を開始する。</li> </ul> <p>○多様な水産物の資源管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定置網漁業の安定的な操業の実施のため、3 漁協の漁業者は、クロマグロの漁獲時には混獲を回避するため放流を行うなど適切な資源管理を行う。</li> <li>・ 3 漁協とそれらの漁業者は、県水産・海洋技術研究所等の指導のもと、マダイ、ヒラメ等の種苗放流を引き続き実施する。放流をより効果的なものにするため、放流場所や手法について 3 漁協の漁業者が協議を継続するとともに、協議結果を踏まえた改善を実施していく。</li> </ul> <p>○中核的担い手の育成に関する取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3 漁協及び漁業者は、漁業経営セーフティーネット構築事業による漁家経営の安定化、漁船リース事業・機器等導入事業、水産業成長産業化沿岸地域創出事業、効率的な操業体制の確立支援事業などの活用を推進し、漁業者の生産力の向上やコスト競争に耐えうる操業体制の確立を目指す。</li> <li>・ 由比・大井川・田子の浦広域水産業再生委員会は、当地域における意欲ある漁業者を中核的担い手として選定する。</li> <li>・ 3 漁協は、将来の中核的漁業者候補として、意欲的に漁業に取り組む青壮年漁業者を静岡県漁業士に推薦し認定につなげる。また、県漁業士会と協力し、認定された漁業士に対して各種研修会(水産物の流通や EC サイト等)や意見交換の場を設け育成につなげる。</li> <li>・ さくらえび漁業では、乗組員の人員不足や高齢化が進んでいるため、田子の浦漁協のしらす漁業者・若手漁業者をさくらえび漁業の乗組員として就業させる取組を実施する。乗船経験をさせることでこれらの漁業者の漁業知識を深め、中核的漁業者として育成していく。</li> <li>・ 3 漁協の漁業者は、小学校を中心とした水産教室や中学生への職業講話などの活動を合同で行い、地元住民の地域漁業に関する興味と関心を高め、将来の担い手確保につなげる。3 漁協の担い手が、共同で実</li> </ul>
--	--

	<p>施したこららのイベントで交流し、お互いの漁業・加工方法について情報交換することで中核的漁業者の育成にもつなげる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3 漁協の中核的漁業者は、地域の漁業の維持・発展を図るため、地区水産業に関する研修会や新規就業者、若手漁業者への技術伝承会などを合同で開催し、漁業後継者の育成に努める。開催にあたっては、各漁協青壮年部や水産・海洋技術研究所が技術協力を行う。</li> </ul>
活用する支援措置等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 浜の活力再生交付金（個別に行う取組①）</li> <li>・ 漁業経営セーフティーネット構築事業（中間的担い手の育成④）</li> <li>・ 効率的な操業体制の確立支援事業（中間的担い手の育成④）</li> <li>・ 競争力強化型機器等導入緊急対策事業（中間的担い手④）</li> <li>・ 漁船リース事業（中間的担い手④）</li> <li>・ 定置網の安定的な操業に必要なクロマグロの混獲回避活動支援（資源管理）</li> </ul>

#### （5）関係機関との連携

以下の行政機関、水産関係団体、地域関係団体との連携のもと、本プランで計画した、しらす・さくらえびの活用、未利用・低利用魚の高付加価値化、情報発信などの実現を図る。

静岡県、静岡市、焼津市、富士市、静岡県漁業協同組合連合会、静岡県信用漁業協同組合連合会、流通業者、水産加工業者等

#### （6）他産業との連携

静岡市商工会議所、焼津市商工会議所、静岡市清水商工会、大井川商工会、富士市商工会、富士山観光ビューローと協力し、販売イベントや料理教室の企画、開催を実施する。

### 4 成果目標

#### （1）成果目標の考え方

- ・ 3 漁協の漁業者がしらすの量や分布場所について毎年協議を実施し、適正な漁獲量を設定、遵守して資源管理を行うことで資源量を増加させ、しらす漁獲量の増加を目指す。
- ・ 近年、さくらえびの漁獲量が減少傾向にあるため、由比港漁協、大井川港漁協が資源管理に向けた統一した取組を行い資源量の回復を図り、漁獲量の増加を目指す。
- ・ 食堂事業について共通の食堂メニューを提供するなど、3 地区合同での取組を行い、漁協食堂の売上金額の増加を目指す。また、県や静岡市、焼津市、富士市などの協力を仰ぎ、販売網を購買力の高い関東周辺に広げ、地元水産物のファン獲得に向けて営

業することにより、食堂への来客数を増加させ、収益の増加と認知度アップを目指す。  
 ・ 3 漁協と漁業者は、関係市や商工会議所等と連携して、他地域や異業種との交流の場を設け、漁業に新しいアイデアや運営方法など取り込んでいく。また、その過程において中核的漁業者になり得る人材を発掘し、漁業士に認定して人材を育成に努める。

(2) 成果目標

1. しらすの漁獲量	基準年	平成 29-令和 3 年度平均	335.0 トン
	目標年	令和 8 年度	368.5 トン
2. さくらえびの漁獲量	基準年	平成 29-令和 3 年度平均	405.7 トン
	目標年	令和 8 年度	446.3 トン
3. 漁協食堂の売上金額 (3 漁協合計)	基準年	平成 29-令和 3 年度平均	89,922 千円
	目標年	令和 8 年度	98,914 千円
4. 漁業士の認定	基準年	平成 29-令和 3 年度累計	2 人
	目標年	令和 8 年度	4 人 (のべ人数)

(3) 上記の算出方法及びその妥当性

1. しらすの漁獲量 単位：トン						
漁協	平成 29 年	平成 30 年	令和 1 年	令和 2 年	令和 3 年	平均
田子の浦	170.6	70.1	70.7	64.0	36.2	82.3
大井川港	59.5	165.4	157.0	205.0	154.9	148.4
由比港	79.4	116.7	75.5	133.1	116.7	104.3
合計	309.5	352.2	303.2	402.1	307.8	335.0
基準年：平成 29 年度～令和 3 年度年の平均 335.0 トン						
目標年：令和 8 年度 基準年×110% 368.5 トン						
2. さくらえびの漁獲量 単位：トン						
漁協	平成 29 年	平成 30 年	令和 1 年	令和 2 年	令和 3 年	平均
大井川港	930.1	257.2	144.4	95.2	219.7	329.3
由比港	201.9	54.8	30.5	33.1	61.8	76.4
合計	1132.0	312.0	174.9	128.3	281.5	405.7
基準年：平成 29 年度～令和 3 年度の平均 405.7 トン						
目標年：令和 8 年度 基準年×110% 446.3 トン						

3. 各漁協食堂の売上金額一覧表 単位：千円

漁協	平成 29 年	平成 30 年	令和 1 年	令和 2 年	令和 3 年	平均
田子の浦	49,227	51,376	45,888	34,389	48,880	45,952
大井川港		11,550	11,713	8,733	15,358	11,839
由比港	84,534	60,966	12,191	3,357	10,548	34,319
合計	133,761	124,037	70,073	46,735	75,004	89,922

基準年：平成 29 年度～令和 3 年度の平均 89,922 千円

目標年：令和 8 年度 基準年×110% 98,914 千円

5 関連施策

活用を予定している関連施策名とその内容及びプランとの関係性

事業名	事業内容及び浜の活力再生広域プランとの関係性
漁業経営セーフティネット構築事業	漁船燃油の高騰に備え、積立金を貯蓄する。高騰した分の差額を取り崩して使うことで、安定した出漁ができる。
競争力強化型機器等導入緊急対策事業	老朽化した船体・設備・漁具などを、高性能の物に入れ替え、省エネを図るとともに、漁獲量を向上させる。
浜の担い手漁船リース緊急事業	中核的担い手へのリース方式による漁船導入で、先代から引継いだ老朽化した船体・設備・漁具などを高性能の物に一新し、省エネを図るとともに、漁獲量を向上させ、漁業経営を継続させる。
効率的な操業体制の確立支援事業	漁船の燃費向上の為、船底状況改善や減速航行、効率的な漁を行い、漁業コストを削減もしくは増加を防ぐ。
広域浜プラン実証調査事業	広域浜プラン認定後の3年間を対象期間としてプランの実証調査を支援する。
水産業競争力強化緊急施設整備事業など	電気代高騰による、漁協の製氷機・冷凍庫の経費増大を防ぐため、太陽光発電などの導入や、省エネ機器の導入・施設の改築・建替え等を行う。
定置網の安定的な操業に必要なクロマグロの混獲回避活動支援	クロマグロ資源保護のための混獲回避活動として、稚魚の混獲が定置網等で確認した場合、再放流を実施する。